

平成十二年政令第二百四十九号

外務省組織令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）及び外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 秘書官（第一条）

第二章 内部部局等

- 第一節 大臣官房及び局並びに国際情報統括官の設置等（第二条—第十四条）
- 第二節 特別な職の設置等（第十五条—第十七条）
- 第三節 課の設置等

第一款 大臣官房（第十八条—第二十八条）

第二款 総合外交政策局（第二十九条—第三十六条）

第三款 アジア大洋州局（第三十七条—第四十五条）

第四款 北米局（第四十六条—第四十九条）

第五款 中南米局（第五十条—第五十二条）

第六款 欧州局（第五十三条—第五十七条）

第七款 中東アフリカ局（第五十八条—第六十二条）

第八款 経済局（第六十三条—第六十七条）

第九款 國際協力局（第六十八条—第七十七条の二）

第十款 國際法局（第七十八条—第八十三条）

第十一款 領事局（第八十四条—第八十八条）

第十二款 國際情報統括官（第八十九条）

第三章 審議会等（第九十条—第九十二条）

第四章 施設等機関（第九十三条）

附則

第一章 秘書官

（秘書官の定数）

第一条

秘書官の定数は、一人とする。

第二章

内部部局等

第一節 大臣官房及び局並びに国際情報統括官の設置等

第二条

外務省に、大臣官房及び次の十局並びに国際情報統括官一人を置く。

総合外交政策局

アジア大洋州局

北米局

中南米局

欧州局

中東アフリカ局

経済局

国際協力局

国際法局

領事局

2 総合外交政策局に軍縮不拡散・科学部を、アジア大洋州局に南部アジア部を、中東アフリカ局にアフリカ部を置く。

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

（大臣官房の所掌事務）

- 一 外務省の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 外務省の行政の考査に関すること。
- 三 法令案その他の公文書類の審査に関すること。

- 五十四　国会との連絡に関するること。
- 五十五　機密に関するること。
- 五十六　外務省の保有する情報の公開に関すること。
- 五十七　外務省の保有する個人情報の保護に関すること。
- 五十八　外務省の機構及び定員に関すること。
- 五十九　外務省の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 六十　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 六十一　大臣の官印及び省印の保管に関すること。
- 六十二　外務省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 六十三　外務省所管の行政財産及び物品の管理に関すること。
- 六十四　東日本大震災復興特別会計の經理のうち外務省の所掌に係るものに関すること。
- 六十五　東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理のうち外務省の所掌に係るものに関すること。
- 六十六　外務省の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 六十七　外交政策についての広報に関すること。
- 六十八　外務省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
- 六十九　外務省の所掌に係る經濟協力に関する評価に関すること（前号に掲げるものを除く。）。
- 七十　条約書その他の外交文書を保管すること。
- 七十一　外交史料の編さんに関すること。
- 七十二　翻訳を行うこと。
- 七十三　国立国会図書館支部外務省図書館に関すること。
- 七十四　外交文書の発受その他の外交上の通信に関すること。
- 七十五　外務省の情報システムの整備及び管理に関すること。
- 七十六　外交官及び領事官の派遣に関すること。
- 七十七　外交官及び領事官の接受並びに国際機関の要員の受け入れに関すること。
- 七十八　外国の勅章又は記章の日本国民による受領に関しあつせんを行うこと並びに外国人及び外国に居住する邦人に対する榮典の授与に関する推薦及びあつせんを行うこと。
- 七十九　前三号に掲げるもののほか、儀典その他の外交上の儀礼に関する事務の処理及び総括に關すること。
- 八十　海外事情についての国内広報その他啓發のための措置及び日本事情についての海外広報その他啓發のための措置に関すること。
- 八十一　文化の分野における国際交流に関する外交政策に関すること。
- 八十二　文化の分野における国際交流に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。
- 八十三　文化の分野における国際交流に関し、日本国政府を代表して行う国際連合その他の国際機関及び国際会議その他国際協調の枠組み（以下「国際機関等」という。）への参加並びに国際機関等との協力に関すること。
- 八十四　外国における日本文化の紹介に関すること。
- 八十五　第十七号、第三十号及び前三号に掲げるもののほか、海外広報及び文化の分野における国際交流に関する対外関係事務の処理及び総括に関すること。
- 八十六　前各号及び次号に掲げるもののほか、対外関係事務の処理及び総括に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 八十七　外務省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策について、当該重要政策に関する閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 八十八　前各号に掲げるもののほか、外務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
- 第四条**
- 一　総合的外交政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 二　総合的な外交政策又は日本国のおもな安全保障に係る基本的な外交政策その他の基本的な外交政策の企画及び立案に関すること。
- 三　前号に掲げる事務に関する外交政策に関する事務を総括すること。
- 四　（総合外交政策局の所掌事務）
- 一　国際機関等に関する事項（政治の分野並びに国際機関等の行政及び財政の分野に係るものに限る。）
- 二　人権、人道（難民問題を含む。以下同じ。）、薬物及び国際的な組織犯罪
- 三　軍備管理及び軍縮
- 四　国際的な平和及び安全の維持に関する国際貿易
- 五　原子力の平和的利用

科学
へ

前号イからへまでに掲げる事項に関する事項に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事項。

第三号イからへまでに掲げる事項に關し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関する事項。

前二号に掲げるもののほか、第三号イからへまでに掲げる事項に関する対外関係事務の処理及び総括に関する事項。

国際機関等における邦人職員の任用及び勤務に関する事項。

国際連合に関する資料の収集及び保管に関する事項。

国際連合その他の国際機関に関する団体の指導及び助成に関する事項。

軍縮不拡散・科学部は、前項第三号ハからへまでに掲げる事項のうちこれら的事項に係るものについての事項をつかさどる。

(アジア大洋州局の所掌事務)

第五条 アジア大洋州局は、次に掲げる事務をつかさどる。

アジア及び大洋州の諸国に関する外交政策に関する事項。

アジア及び大洋州の諸国に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事項。

アジア及び大洋州の諸国に關し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関する事項。

前二号に掲げるもののほか、アジア及び大洋州の諸国に関する政務の処理に関する事項。

外債整理事務に関する事項。

アジア及び大洋州の諸国との間における対外関係事務の総括に関する事項。

南部アジア部は、前項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事務のうち南部アジア諸国に関するものをつかさどる。

南北米諸國に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事項。

南北米諸國に關し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関する事項。

南北米諸國に關し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関する事項。

南北米諸國との間における対外関係事務の総括に関する事項。

日本国に駐留する国際連合の軍隊の取扱いに関する事項。

第六条 北米局は、次に掲げる事務をつかさどる。

北米諸国に関する外交政策に関する事項。

北米諸国に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事項。

北米諸国に關し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関する事項。

前二号に掲げるもののほか、北米諸國に関する政務の処理に関する事項。

北米諸國との間における対外関係事務の総括に関する事項。

日本国に駐留する国際連合の軍隊の取扱いに関する事項。

(北米局の所掌事務)

第七条 中南米局は、次に掲げる事務をつかさどる。

中南米諸國に関する外交政策に関する事項。

中南米諸國に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事項。

中南米諸國に關し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関する事項。

前二号に掲げるもののほか、中南米諸國に関する政務の処理に関する事項。

中南米諸國との間における対外関係事務の総括に関する事項。

(中南米局の所掌事務)

第八条 欧州局は、次に掲げる事務をつかさどる。

歐州諸国に関する外交政策に関する事項。

歐州諸国に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事項。

歐州諸国に關し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関する事項。

前二号に掲げるもののほか、歐州諸國に関する政務の処理に関する事項。

歐州諸國との間における対外関係事務の総括に関する事項。

(歐州局の所掌事務)

第九条 中東アフリカ局は、次に掲げる事務をつかさどる。

中東アフリカの諸国に関する外交政策に関する事項。

中東アフリカの諸国に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事項。

中東及びアフリカの諸国に關し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関する事項。

前二号に掲げるもののほか、中東及びアフリカの諸国に関する政務の処理に関する事項。

中東及びアフリカの諸国との間における対外関係事務の総括に関する事項。

(中東アフリカ局の所掌事務)

アフリカ部は、前項各号に掲げる事務のうちアフリカ諸国（アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ及びリビアを除く。第六十一条において同じ。）に関するものをつかさどる。

第十一条 経済局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、対外経済関係に係る外交政策に関すること。

二、対外経済関係に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。

三、日本国民の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関すること（対外経済関係に関するものに限る。）。

四、国際経済事情の調査及び国際経済に関する統計の作成を行うこと。

五、第二号から前号までに掲げるもののほか、対外経済関係に関する对外関係事務の処理及び総括に関する統計の作成を行うこと（条約その他の国際約束に基づく紛争解決の処理に関するものを除く。）。

（国際協力局の所掌事務）

六、第二号から前号までに掲げるもののほか、対外経済関係に関する对外関係事務の処理及び総括に関する統計の作成を行うこと（条約その他の国際約束に基づく紛争解決の処理に関するものを除く。）。

七、第一次に掲げる事項に係る外交政策に関すること（ハに掲げる事項にあっては、総合外交政策局の所掌に属するものを除く。）。

（国際協力局の所掌事務）

八、第一次に掲げる事項に係る外交政策に関すること（ハに掲げる事項にあっては、総合外交政策局の所掌に属するものを除く。）。

九、社会の分野に係る事項及び経済の分野に属する問題であつて、人類共通の福祉のため、国際社会が共同して取り組む必要があるものに係る事項

十、前号イからハまでに掲げる事項に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事項（同号ハに掲げる事項にあっては、総合外交政策局の所掌に属するものを除く。）。

十一、第一号イからハまでに掲げる事項に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事項（同号ハに掲げる事項にあっては、総合外交政策局の所掌に属するものを除く。）。

十二、本邦からの海外投資に関する利益を保護し、及び増進すること。

十三、外務省の所掌に係る政府開発援助に関する統計の作成を行うこと。

十四、政府開発援助全体に共通する方針に関する関係行政機関の行う企画の調整に関する事項。

十五、政府開発援助のうち有償の資金供与による協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関する事項。

十六、政府開発援助のうち技術協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関する事項。

十七、本邦からの海外投資に関する利益を保護し、及び増進すること。

十八、国際経済協力事情の調査及び国際経済協力に関する統計の作成を行うこと。

十九、独立行政法人国際協力機構の行う業務（海外移住に係る業務を除く。）に関する事項。

二十、政府開発援助のうち有償の資金供与による協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関する事項。

二十一、政府開発援助のうち技術協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関する事項。

二十二、本邦からの海外投資に関する利益を保護し、及び増進すること。

二十三、外務省の所掌に係る政府開発援助に関する統計の作成を行うこと。

二十四、外務省の所掌に係る政府開発援助のうち有償の資金供与による協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関する事項。

二十五、外務省の所掌に係る政府開発援助のうち技術協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関する事項。

二十六、本邦からの海外投資に関する利益を保護し、及び増進すること。

二十七、外務省の所掌に係る政府開発援助のうち有償の資金供与による協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関する事項。

二十八、外務省の所掌に係る政府開発援助のうち技術協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関する事項。

（領事局の所掌事務）

二十九、領事局は、次に掲げる事務をつかさどる。

三十、海外における邦人及び本邦に在留する外国人（以下「在日外国人」という。）に係る外交政策に関する事項。

三十一、海外における邦人及び在日外国人に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事項。

三十二、海外における邦人及び在日外国人に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事項。

三十三、海外における邦人及び在日外国人に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事項。

三十四、海外における邦人及び在日外国人に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事項。

三十五、海外における邦人及び在日外国人に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事項。

三十六、海外における邦人及び在日外国人に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事項。

三十七、海外における邦人及び在日外国人に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事項。

（領事局の所掌事務）

三十八、領事局は、次に掲げる事務をつかさどる。

三十九、海外における邦人及び本邦に在留する外国人（以下「在日外国人」という。）に係る外交政策に関する事項。

四十、海外における邦人及び在日外国人に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事項。

四十一、海外における邦人及び在日外国人に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事項。

四十二、海外における邦人及び在日外国人に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事項。

四十三、海外における邦人及び在日外国人に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事項。

四十四、海外における邦人及び在日外国人に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事項。

- 八 海外における邦人の身分関係事項に関すること。
- 九 身分関係事項その他の事実について内外の公の機関が発給した文書の内外にわたる証明に関すること。
- 十 旅券の発給並びに海外渡航及び海外移住に関すること。
- 十一 査証に関すること。

十二 在日外国人の待遇に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

十三 第二号から前号までに掲げるものほか、海外における邦人及び在日外国人に関する対外関係事務の処理及び総括に関すること。

(国際情報統括官の職務)

第十四条 国際情報統括官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 國際情勢に關する情報の収集及び分析並びに国外及び国際機関等に関する調査に關すること。

二 外務省が収集した情報の総合的な管理に関する事務を總括すること。

三 外務省が行う情報の収集及び分析に關する総合的な計画を作成し、並びにその実施に關する事務を總括すること。

四 外務省が行う調査事務の総合的な管理に関する事務を總括すること。

五 國際情勢に關する情報の収集及び分析並びに国外及び国際機関等に関する調査に關する対外関係事務の総括に関する事務を總括すること。

第六節 特別な職の設置等

(官房長)

第十五条 大臣官房に、官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて、大臣官房の事務を掌理する。

(公文書監理官、監察査察官、儀典長、外務報道官、国際文化交流審議官、地球規模課題審議官及び審議官)

第十六条 大臣官房に、公文書監理官一人（關係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする）、監察査察官一人、儀典長一人、外務報道官一人、国際文化交流審議官一人、地球規模課題審議官一人及び審議官十六人（うち三人は、關係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。

2 公文書監理官は、命を受けて、外務省の所掌事務に關する公文書類の管理並びにこれに關する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項に關する事務並びに關係事務を總括整理する。

3 監察査察官は、命を受けて、外務省の所掌事務のうち監察に關する重要事項及び外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第十六条の規定に基づき监察使が行う监察に關する重要事項についての企画及び立案に參画し、關係事務を總括整理する。

4 儀典長は、命を受けて、儀典その他の外交上の儀礼に係る重要事項に關する事務を總括整理する。

5 外務報道官は、命を受けて、外務省の所掌事務のうち国内広報及び海外広報その他啓發のための措置並びに文化の分野における国際交流に係る重要事項に關する事務を總括整理する。

6 國際文化交流審議官は、命を受けて、外務省の所掌事務のうち文化の分野における国際交流に關する對外關係事務に係る重要事項についての企画及び立案に參画し、關係事務を總括整理する。

7 地球規模課題審議官は、命を受けて、外務省の所掌事務のうち經濟協力に關する分野別の計画の作成、社会の分野に係る事項及び經濟の分野に属する問題であつて、人類共通の福祉のため、國際社會が共同して取り組む必要があるものに係る事項並びにこれらの事項及び經濟協力に關連する国際機関等に關する事項に係る重要事項についての企画及び立案に參画し、關係事務を總括整理する。

8 審議官は、命を受けて、外務省の所掌事務に關する重要事項についての企画及び立案に參画し、關係事務を總括整理する。

(政策立案參事官、サイバーセキュリティ・情報化參事官、參事官及び調査官)

第十七条 大臣官房に、政策立案參事官一人、參事官十二人及び調査官一人を置く。

2 政策立案參事官は、命を受けて、外務省の所掌事務に關する合理的な根拠に基づく政策立案案の推進についての企画及び立案に參画し、關係事務に關し必要な調整を行う。

3 サイバーセキュリティ・情報化參事官は、命を受けて、外務省の所掌事務に關するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第二百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化についての企画及び立案に參画する。

4 參事官は、命を受けて、外務省の所掌事務に關する特定の重要な事項についての企画及び立案に參画する。

5 調査官は、命を受けて、大臣官房の所掌事務に關する特定事項についての調査及び研究に參画する。

第三節 課の設置等

第一款 大臣官房

(大臣官房に置く課等)

第十八条 大臣官房に、次の八課並びに儀典総括官一人及び国際報道官一人を置く。

人事課
総務課
情報通信課
会計課
在外公館課

外務省所管の建築物の營繕に關すること（在外公館課の所掌に屬するものを除く。）。

六五 府内の管理に關すること。

七 外務省の職員に貸与する宿舎に關すること（在外公館課の所掌に屬するものを除く。）。

八 外務省の職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること（在外公館課の所掌に屬するものを除く。）。

九 外務省の職員の能率増進に關すること（在外公館課の所掌に屬するものを除く。）。

（在外公館課の所掌事務）

第二十三条 在外公館課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 在外公館の運営に關すること。

二 在外公館に勤務する職員の勤務条件及び勤務環境の改善及び整備に關すること。

三 在外公館の營繕に關すること。

（広報文化外交戦略課の所掌事務）

第二十四条 広報文化外交戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国内広報及び海外広報その他啓発のための措置並びに文化の分野における国際交流を広範かつ一体的に推進するための基本的な方針の企画及び立案に關すること。

二 前号に規定する措置及び国際交流に關する事務を総括すること。

三 外交政策及び海外事情についての国内広報に關すること（海外広報の目的をもつて行う資料の作成及び人物の派遣に關するものに限る。）。

四 教育資料その他の外国の資料における日本に関する事項の調査及び是正に關すること。

五 独立行政法人国際交流基金の組織及び運営一般に關すること。

六 第二号及び前号に掲げるもののほか、文化の分野における国際交流に關する対外関係事務の処理及び総括に關すること（文化外交・海外広報課の所掌に屬するものを除く。）。

（報道課の所掌事務）

第二十五条 報道課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外交政策についての本邦の報道関係者に対する広報に關すること。

二 海外事情についての啓発のための措置に關すること。

三 日本事情についての啓発のための措置に關すること（国際報道官の所掌に屬するものを除く。）。

（文化交流・海外広報課の所掌事務）

第二十六条 文化交流・海外広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文化的分野における国際交流に係る外交政策に關すること。

二 文化的分野における国際交流に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に關すること。

三 文化的分野における国際交流に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に關すること。

四 文化的分野における国際交流を目的とする条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に關すること。

五 外国における日本文化的紹介に關すること。

六 文化的分野における国際交流の目的をもつて行う人物の派遣及び招へいに關すること。

七 文化的分野における国際交流の目的をもつて行う人物の派遣及び招へいに關すること。

八 文化的分野における国際交流の目的をもつて行う人物の派遣及び招へいに關すること。

九 文化的分野における国際交流の目的をもつて行う人物の派遣及び招へいに關すること。

十 文化的分野における国際交流の目的をもつて行う人物の派遣及び招へいに關すること。

十一 文化的分野における国際交流の目的をもつて行う人物の派遣及び招へいに關すること。

十二 文化的分野における国際交流の目的をもつて行う人物の派遣及び招へいに關すること。

十三 文化的分野における国際交流の目的をもつて行う人物の派遣及び招へいに關すること。

十四 文化的分野における国際交流の目的をもつて行う人物の派遣及び招へいに關すること。

十五 文化的分野における国際交流の目的をもつて行う人物の派遣及び招へいに關すること。

十六 文化的分野における国際交流の目的をもつて行う人物の派遣及び招へいに關すること。

十七 文化的分野における国際交流の目的をもつて行う人物の派遣及び招へいに關すること。

十八 文化的分野における国際交流の目的をもつて行う人物の派遣及び招へいに關すること。

十九 文化的分野における国際交流の目的をもつて行う人物の派遣及び招へいに關すること。

第二十七条 儀典総括官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外交官及び領事官の派遣に關すること。

二 外交官及び領事官の接受並びに国際機関の要員の受入れに關すること。

三 外國の勲章又は記章の日本国民による受領に關しあつせんを行ふこと並びに外国人に対する栄典の授与に關し推薦及びあつせんを行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、儀典その他の外交上の儀礼に關する事務の処理及び総括に關すること。

（儀典総括官の職務）

第二十八条 國際報道官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外交政策についての外国の報道関係者に対する広報に關すること。

二 日本事情についての情報の提供その他の海外に対する啓発のための措置に關すること。

（國際報道官の職務）

第二款 総合外交政策局

(総合外交政策局に置く課等)

第二十九条 総合外交政策局に、軍縮不拡散・科学部に置くもののほか、次の五課及び参事官四人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。

安全保障政策課

国連企画調整課

人権人道課

軍縮不拡散・科学部に、次の二課を置く。

軍備管理軍縮課

不拡散・科学原子力課

(総務課の所掌事務)

（総務課の所掌事務）

第三十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総合外交政策局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 総合的な外交政策又は第四条第一項第一号に規定する基本的な外交政策の企画及び立案に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

三 前号に掲げる事務に関する外交政策に関する事務を総括すること。

四 國際機関等に関する事項（政治の分野に係るものに限る。）に関する対外関係事務の処理及び総括に関すること（国連政策課の所掌に属するものを除く。）。

五 前各号に掲げるもののほか、総合外交政策局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（安全保障政策課の所掌事務）

第三十一条 安全保障政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第四条第一項第一号に規定する基本的な外交政策のうち日本国安全保障に係るもの企画及び立案に関すること。

二 前号に掲げる事務に関する外交政策に関する事務を総括すること。

三 次に掲げる事項に係る外交政策に関する事務をつかさどること。

（宇宙に関する科学
ロイド
薬物及び国際的な組織犯罪）

四 前号に規定する事項に関する事務をつかさどること。

五 第三号に規定する事項に関する事務をつかさどること。

六 第三号に規定する事項に関する約束その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関する事務をつかさどること。

七 前三号に掲げるもののほか、第三号に規定する事項に関する対外関係事務の処理及び総括に関する事務をつかさどること。

（国連企画調整課の所掌事務）

第三十二条 国連企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第四条第一項第一号に規定する基本的な外交政策のうち国際連合に係るもの企画及び立案（次号において「国際連合企画等」という。）に関する事務をつかさどること。

二 国際連合企画等に関する事務に関連する外交政策に関する事務を総括すること。

三 国際機関等の行政及び財政に関する外交政策に関する事務をつかさどること。

四 国際機関等の行政及び財政に関する外交政策に関する事務をつかさどること。

五 国際機関等の行政及び財政に関する外交政策に関する事務をつかさどること。

六 国際機関等の行政及び財政に関する外交政策に関する事務をつかさどること。

七 国際機関等の行政及び財政に関する外交政策に関する事務をつかさどること。

八 国際機関等における邦人職員の任用及び勤務に関する事務をつかさどること。

九 国際連合に関する資料の収集及び保管に関する事務をつかさどること。

十 国際連合その他の国際機関に関する団体の指導及び助成に関する事務をつかさどること。

（国連政策課の所掌事務）

第三十三条 国連政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第四条第一項第一号に規定する基本的な外交政策のうち国際連合安全保障理事会に係るもの企画及び立案に関する事務をつかさどること。

二 前号に掲げるもののほか、政治の分野における国際連合の活動に係る外交政策に関する事務をつかさどること。

三 国際連合に係し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事務（政治の分野におけるものに限る。）。

- 四　国際連合に關し、日本國政府を代表して行う國際機關等への參加及び國際機關等との協力に關すること（政治の分野におけるものに限る。）。
- 五　國際連合に關する條約その他の國際約束の締結の準備及びその實施に關すること（政治の分野におけるものに限る。）。
- 六　前三号に掲げるもののほか、國際連合に關する對外關係事務の處理及び總括に關すること（政治の分野におけるものに限る。）。
- （人權人道課の所掌事務）

第三十四条 人權人道課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一　人權及び人道に係る外交政策に關すること。
 - 二　前号に規定する事項に關し、日本國政府を代表して行う外國政府との交渉及び協力に關すること。
 - 三　第一号に規定する事項に關し、日本國政府を代表して行う國際機關等への參加及び國際機關等との協力に關すること。
 - 四　第一号に規定する事項に關する條約その他の國際約束の締結の準備及びその實施に關すること。
 - 五　前三号に掲げるもののほか、第一号に規定する事項に關する對外關係事務の處理及び總括に關すること。
- （參事官の職務）

第三十四条の二 參事官は、命を受けて、総合外交政策局の所掌事務に關する特定の重要な事項についての企画及び立案に參画する。

（軍備管理軍縮課の所掌事務）

- 一　軍備管理軍縮課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 二　軍備管理軍縮課の所掌事務に關する総合調整に關すること。

（軍備管理軍縮課の所掌事務）

- 一　軍縮不拡散・科學部の所掌事務に關する総合調整に關すること。

（軍備管理及び軍縮に係る外交政策に關すること）

- 一　軍備管理及び軍縮に關し、日本國政府を代表して行う外國政府との交渉及び協力に關すること。
- 二　軍備管理及び軍縮に關し、日本國政府を代表して行う國際機關等への參加及び國際機關等との協力に關すること。

（軍備管理及び軍縮に關する條約その他の國際約束の締結の準備及びその實施に關すること）

- 一　前三号に掲げるもののほか、第四条第一項第三号ハからヘまでに掲げる事項に關する對外關係事務の處理及び總括に關すること（不拡散・科學原子力課の所掌事務）。

第三十六条 不拡散・科學原子力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一　次に掲げる事項に關する外交政策に關すること。

（ヨーロッパ　國際的な平和及び安全の維持に關連する國際貿易

　　原子力の平和的利用

　　ハロ科学（宇宙に關するものを除く。）

- 二　前号イからハまでに掲げる事項に關し、日本國政府を代表して行う外國政府との交渉及び協力に關すること。

（ヨーロッパ　前号イからハまでに掲げる事項に關し、日本國政府を代表して行う國際機關等への參加及び國際機關等との協力に關すること）

- 三　第一号イからハまでに掲げる事項に關し、日本國政府を代表して行う國際機關等への參加及び國際機關等との協力に關すること。

（ヨーロッパ　第一号イからハまでに掲げる事項に關する條約その他の國際約束の締結の準備及びその實施に關すること）

第三款 アジア大洋州局

（アジア大洋州局に置く課）

第三十七条 アジア大洋州局に、南部アジア部に置くもののほか、次の五課を置く。

- 大洋州課
- 2　南部アジア部に、次の三課を置く。
- 北東アジア第一課
- 北東アジア第二課
- 中国・モンゴル第一課
- 中国・モンゴル第二課
- 南東アジア第一課
- 南東アジア第二課
- 南西アジア課

（北東アジア第一課の所掌事務）

- 第一号イ　北東アジア第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（アジア大洋州局の所掌事務に關する総合調整に關すること）

- 二　アジア大洋州地域に關する総合的な外交政策に關すること。

（大韓民国に關する外交政策に關すること）

- 四　アジア及び大洋州の諸國に關し、日本國政府を代表して行う外國政府との交渉及び協力に關すること（南部アジア部及び他課の所掌に屬するものを除く。）。

- アシア及び大洋州の諸国に関する事務をつかさどる。
- 六 前二号に掲げるもののほか、アシア及び大洋州の諸国に関する政務の処理に関する事務（南部アシア部及び他課の所掌に属するものを除く。）。
- 七 外地整理事務に関する事務（中国・モンゴル第一課の所掌に属するものを除く。）。
- 八 アジア及び大洋州の諸国との間における対外関係事務の総括に関する事務（南部アシア部の所掌に属するものを除く。）。
- （北東アシア第二課の所掌事務）

第三十九条 北東アシア第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 朝鮮に関する外交政策に関する事務（北東アシア第一課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 朝鮮に関する政務（大韓民国に関する政務を除く。）の処理に関する事務。

第四十条 中国・モンゴル第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 中国及びモンゴルに関する外交政策に関する事務（中国・モンゴル第二課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 中国及びモンゴルに関する政務の処理に関する事務（中国・モンゴル第一課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 在外公館等借入金の審査確認事務に関する事務。

（中国・モンゴル第一課の所掌事務）

第四十一条 中国・モンゴル第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 中国及びモンゴルに関する外交政策に関する事務。
- 二 中国及びモンゴルに関する経済に関する政務の処理に関する事務。

第四十二条 大洋州課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 オーストラリア、キリバス、クック、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル及びミクロネシアに関する外交政策に関する事務。

二 前号に掲げる諸国及び英領太平洋諸島に関する政務の処理に関する事務。

第四十三条 南東アシア第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 南部アシア部の所掌事務に関する総合調整に関する事務。

二 カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー及びラオスに関する外交政策に関する事務。

三 南部アシア諸国に関する、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事務（南東アシア第一課及び南西アシア課の所掌に属するものを除く。）。

四 南部アシア諸国に関する、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関する事務（南東アシア第一課及び南西アシア課の所掌に属するものを除く。）。

五 前二号に掲げるもののほか、第二号に掲げる諸国に関する政務の処理に関する事務。

六 南部アシア諸国との間における対外関係事務の総括に関する事務。

第四十四条 南東アシア第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアに関する外交政策に関する事務。
- 二 前号に掲げる諸国に関する政務の処理に関する事務。

第四十五条 南西アシア課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアに関する外交政策に関する事務。
- 二 前号に掲げる諸国に関する政務の処理に関する事務。

第四款 北米局

（北米局に置く課）

第四十六条 北米局に、次の三課を置く。

- 一 北米第一課

- 二 北米第二課

日米安全保障条約課

（北米第一課の所掌事務）

第四十七条 北米第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 北米局の所掌事務に関する総合調整に関する事務。

二 アメリカ合衆国及びその属地並びにカナダに関する総合的な外交政策に関すること。

三 前号に掲げる諸国に関する外交政策に関すること（北米第二課及び日米安全保障条約課の所掌に属するものを除く。）。

四 第二号に掲げる諸国に関する外交政策に関すること（北米第二課及び日米安全保障条約課の所掌に属するものを除く。）。

五 第二号に掲げる諸国に関する外交政策に関すること（北米第二課及び日米安全保障条約課の所掌に属するものを除く。）。

六 前二号に掲げるもののほか、第二号に掲げる諸国に関する外交政策に関すること（北米第二課及び日米安全保障条約課の所掌に属するものを除く。）。

七 第二号に掲げる諸国との間における対外関係事務の総括に関すること（北米第二課及び日米安全保障条約課の所掌に属するものを除く。）。

（北米第二課の所掌事務）

第四十八条 北米第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 アメリカ合衆国及びその属地並びにカナダに関する外交政策に関すること。

二 前号に掲げる諸国に関する外交政策に関すること。

（日米安全保障条約課の所掌事務）

第四十九条 日米安全保障条約課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互安全保障及び相互防衛援助に係る外交政策に関すること。

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互安全保障及び相互防衛援助に関する政務の処理に関すること。

三 日本国に駐留する国際連合の軍隊の取扱いに関すること。

第五款 中南米局

（中南米局に置く課）

第五十条 中南米局に、次の二課を置く。

中米カリブ課

南米課

（中米カリブ課の所掌事務）

第五十一条 中米カリブ課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中南米局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 中南米地域に関する総合的な外交政策に関すること。

三 アンティグア・バーブーダ、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネービス、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ホンジュラス及びメキシコに関する外交政策に関すること（南米課の所掌に属するものを除く。）。

四 中南米諸国に関する外交政策に関すること（南米課の所掌に属するものを除く。）。

五 中南米諸国に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること（南米課の所掌に属するものを除く。）。

六 前二号に掲げるもののほか、第三号に掲げる諸国に関する外交政策に関すること。

七 中南米諸国との間における対外関係事務の総括に関すること。

（南米課の所掌事務）

第五十二条 南米課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コロンビア、チリ、巴拉グアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー及びボリビアに関する外交政策に関すること。

二 前号に掲げる諸国に関する政務の処理に関すること。

第六款 欧州局

（欧州局に置く課）

第五十三条 欧州局に、次の四課を置く。

政策課

西欧課

中・東欧課

ロシア課

（政策課の所掌事務）

第五十四条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 欧州局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 欧州地域に関する総合的な外交政策に関すること。

三 欧州連合に関する外交政策に関すること。

四 欧州諸国及び欧州連合に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

- 五 欧州諸国及び歐州連合に關し、日本國政府を代表して行う國際機關等への參加及び國際機關等との協力に關すること（他課の所掌に屬するものを除く。）。
- 六 前二号に掲げるもののほか、歐州諸国及び歐州連合に關する政務の処理に關すること（他課の所掌に屬するものを除く。）。
- 七 欧州諸国及び歐州連合との間における對外關係事務の總括に關すること。
- (西歐課の所掌事務)
- 第五十五条** 西歐課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 アイスラーンド、アイル蘭、アンドラ、イタリア、英國、エストニア、オランダ、サンマリノ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ノルウェー、バチカン、フィン蘭、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、ラトビア、リトニア及びルクセンブルクに關する外交政策に關すること。
 - 二 前号に掲げる諸国（英領太平洋諸島を除く。）に関する政務の処理に關すること。
- (中・東歐課の所掌事務)
- 第五十六条** 中・東歐課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 アルバニア、ウクライナ、オーストリア、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スロバキア、スロベニア、セルビア、チエコ、ドイツ、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツエゴビナ、モルドバ、モンテネグロ、リヒテンシュタイン及びルーマニアに關する外交政策に關すること。
 - 二 前号に掲げる諸国に關する政務の処理に關すること。
- (ロシア課の所掌事務)
- 第五十七条** ロシア課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 アゼルバイジヤン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン及びロシアに關する外交政策に關すること。
 - 二 前号に掲げる諸国に關する政務の処理に關すること。
- 第七款** 中東アフリカ局
- 2 アフリカ部に、次の二課を置く。
- (中東アフリカ局に置く課)
- 第五十八条** 中東アフリカ局に、アフリカ部に置くもののが、次の二課を置く。
- 中東第一課
中東第二課
- アフリカ第一課
アフリカ第二課
- (中東第一課の所掌事務)
- 第五十九条** 中東第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 中東アフリカ地域に關する総合的な外交政策に關すること。
 - 二 中東アフリカ局の所掌事務に關する総合調整に關すること。
- 三 アルジェリア、イスラエル、エジプト、シリア、チュニジア、トルコ、モロッコ、ヨルダン、リビア及びレバノンに關する外交政策に關すること。
- 四 中東及びアフリカの諸国に關し、日本國政府を代表して行う外國政府との交渉及び協力に關すること（アフリカ部及び中東第二課の所掌に屬するものを除く。）。
- 五 中東及びアフリカの諸国に關し、日本國政府を代表して行う國際機關等への參加及び國際機關等との協力に關すること（アフリカ部及び中東第二課の所掌に屬するものを除く。）。
- 六 前二号に掲げるもののほか、第三号に規定する諸国及び西サハラに關する政務の処理に關すること。
- 七 中東及びアフリカの諸国との間における對外關係事務の總括に關すること（アフリカ部の所掌に屬するものを除く。）。
- (中東第二課の所掌事務)
- 第六十条** 中東第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 アフガニスタン、アラブ首長國連邦、イエメン、イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア及びバーレーンに關する外交政策に關すること。
 - 二 前号に掲げる諸国に關する政務の処理に關すること。
- (アフリカ第二課の所掌事務)
- 第六一条** アフリカ第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 アフリカ部の所掌事務に關する総合調整に關すること。
 - 二 ガーナ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、赤道ギニア、セネガル、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジエリア、ニジェール、ブルキナファソ、ベナン、マリ、モーリタニア及びリベリアに關する外交政策に關すること。
 - 三 アフリカ諸国に關し、日本國政府を代表して行う外國政府との交渉及び協力に關すること（アフリカ第二課の所掌に屬するものを除く。）。
 - 四 アフリカ諸国に關し、日本國政府を代表して行う國際機關等への參加及び國際機關等との協力に關すること（アフリカ第二課の所掌に屬するものを除く。）。
 - 五 前二号に掲げるもののほか、第二号に規定する諸国に關する政務の処理に關すること。
 - 六 アフリカ諸国との間における對外關係事務の總括に關すること。

(アフリカ第一課の所掌事務)

第六十二条 アフリカ第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 アンゴラ、ウガンダ、エスワティニ、エチオピア、エリトリア、ケニア、コモロ、ザンビア、ジブチ、ジンバブエ、セーシェル、ソマリア、タンザニア、ナミビア、ブルンジ、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、南スーダン、モーリシャス、モザンビーク、ルワンダ及びレソトに関する外交政策に関すること。
- 二 前号に規定する諸国に関する政務の処理に関すること。

第八款 経済局

(経済局に置く課)

第六十三条 経済局に、次の四課を置く。

政策課

国際経済課

国際貿易課

経済連携課

(政策課の所掌事務)

第六十四条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経済局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 対外経済関係に係る外交政策に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。

三 対外経済関係に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。

四 対外経済関係に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。

五 日本国の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関するものに限り、他課の所掌に属するものを除く。)。

六 対外経済関係に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。

七 第三号から前号までに掲げるもののほか、対外経済関係に関する対外関係事務の処理及び総括に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。

(国際経済課の所掌事務)

第六十五条 国際経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 國際経済事情に関する調査を行うこと(他課の所掌に属するものを除く。)。

二 地域的な経済統合体及び経済協力開発機構に係る外交政策に関すること。

三 地域的な経済統合体及び経済協力開発機構に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。

四 地域的な経済統合体及び経済協力開発機構に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること。

五 日本国の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関するものに限る。)。

六 地域的な経済統合体及び経済協力開発機構に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

(国際貿易課の所掌事務)

第六十六条 国際貿易課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる事項に係る外交政策に関すること。

イ 国際貿易(開発途上地域に係るもの並びに国際的な平和及び安全の維持に關連するものを除く。)

ロ 経済(国際的な平和及び安全の維持に關連する国際貿易を除く。第九号において同じ。)に関する国際機関等(経済協力開発機構を除く。)

二 前号イ及びロに掲げる事項に係り、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。

三 第一号イ及びロに掲げる事項に係り、日本国政府を代表して行う国際機関等との協力に関すること。

四 日本国の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関するものに限る。)。

五 第一号イ及びロに掲げる事項に係る条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

六 関税に関すること。

七 海運及び船舶の保護に関すること。

八 第一号イに掲げる事項に関する調査を行うこと。

九 経済に関する国際機関等に提出する資料を作成すること。

(経済連携課の所掌事務)

第六十七条 経済連携課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経済上の連携に係る外交政策に関すること。

二 経済上の連携に係り、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。

三 経済上の連携に係り、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること。

四 日本国民の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に關すること（経済上の連携に關するものに限る。）。

五 経済上の連携に關する條約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に關すること。

六 経済上の連携に關する調査を行うこと。

第九款 国際協力局

（国際協力局に置く課等）

第六十八条 国際協力局に、次の九課及び国際保健戦略官一人を置く。

政策課

開発協力総括課

地球規模課題総括課

気候変動課

緊急・人道支援課

国別開発協力第一課

国別開発協力第二課

国別開発協力第三課

（政策課の所掌事務）

第六十九条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 國際協力局の所掌事務に關する総合調整に關すること。

二 経済協力に關する外交政策に關すること。（他課の所掌に屬するものを除く。）。

三 経済協力に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に關すること（他課の所掌に屬するものを除く。）。

四 経済協力に關し、日本国政府を代表して行う国際機関等への參加及び国際機関等との協力に關すること（他課の所掌に屬するものを除く。）。

五 独立行政法人国際協力機構の組織及び運営一般に關すること。

六 民間等の経済協力に關する活動との連携に關する事務のうち外務省の所掌に關るものに關すること。

七 第三号から前号までに掲げるもののほか、第十一条第一号イからハまでに掲げる事項に關する対外関係事務の処理及び総括に關すること（大臣官房及び総合外交政策局並びに他課の所掌に屬するものを除く。）。

八 前各号に掲げるもののほか、国際協力局の所掌事務で他の所掌に屬しないものに關すること。

（開発協力総括課の所掌事務）

第七十条 開發協力総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外務省の所掌に係る政府開発援助に關する企画及び立案に關すること。

二 政府開発援助全体に共通する方針に關する關係行政機関の行う企画の調整に關すること。

三 外務省の所掌に係る經濟協力に關する総合的な計画の作成に關すること。

四 政府開発援助のうち技術協力に關する關係行政機関の行う企画及び立案の調整に關すること。

五 政府開発援助のうち有償の資金供与による協力に關する關係行政機関の行う企画及び立案の調整に關すること。

六 無償の經濟協力に關すること（他課の所掌に屬するものを除く。）。

七 外務省の所掌に係る技術協力に關すること（他課の所掌に屬するものを除く。）。

八 外務省の所掌に係る有償の經濟協力に關すること（他課の所掌に屬するものを除く。）。

九 無償の経済協力、技術協力及び有償の經濟協力に關する條約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に關すること（他課の所掌に屬するものを除く。）。

十 本邦からの海外投資に關する利益を保護し、及び増進すること。

十一 経済協力事情一般に關する調査及び統計の作成を行うこと。

十二 独立行政法人国際協力機構の行う業務（海外移住に係る業務を除く。）に關すること（他課の所掌に屬するものを除く。）。

（地球規模課題総括課の所掌事務）

第七十一条 地球規模課題総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経済及び經濟協力の分野における国際連合の活動に係る外交政策に關すること（他局並びに他課及び国際保健戦略官の所掌に屬するものを除く。）。

二 社会の分野に係る事項及び經濟の分野に属する問題であつて、人類共通の福祉のため、国際社会が共同して取り組む必要があるものに係る事項に關する総合的な外交政策に關すること。

三 国際連合憲章第五十七条に規定する専門機関その他の国際機関の活動に係る外交政策に關すること（他の所掌に屬するものを除く。）。

四 第二号及び前号に掲げるもののほか、次に掲げる事項に係る外交政策に關すること。

イ 社会の分野に係る事項（人権、人道、薬物、国際的な組織犯罪、地球環境、人道支援及び保健を除く。）。

口 経済の分野に属する問題であつて、人類共通の福祉のため、国際社会が共同して取り組む必要があるものに係る事項（地球環境及び保健を除く。）

五 外務省の所掌に係る経済協力に関する分野別の計画の作成に関すること。

六 経済協力に関する国際機関等（地域別のものを除く。）に関する事務のうち外務省の所掌に係るものに関すること。

七 第一号から第四号までに規定する事項に関する事務のうち外務省の所掌に係るものに関すること。

八 第一号から第四号までに規定する事項に関する事務に係り、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び協力に関すること。

九 第一号から第四号までに規定する事項及び経済協力に関する国際機関等（地域別のものを除く。）に関する事務のうち外務省の所掌に係るものに関すること。

（地球環境課の所掌事務）

第七十二条 地球環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地球環境（気候変動（地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であつて、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるもの）を除く。以下この条において同じ。）に関する外交政策に関すること。

二 地球環境に関する外交政策に関すること。

三 地球環境に関する外交政策の準備及びその実施に関すること。

四 地球環境に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

（気候変動課の所掌事務）

第七十三条 気候変動課は、次に掲げる事項をつかさどる。

一 気候変動に係る外交政策に関すること。

二 気候変動に係り、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。

三 気候変動に係り、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること。

四 気候変動に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

（緊急・人道支援課の所掌事務）

第七十四条 緊急・人道支援課は、次に掲げる事項をつかさどる。

一 國際緊急援助活動に関すること。

二 人道支援に係る外交政策に関すること。

三 人道支援に係り、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること。

四 人道支援に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

（国別開発協力第一課の所掌事務）

第七十五条 国別開発協力第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外務省の所掌に係る国別及び地域別の経済協力に関する計画の作成に係ること（国別開発協力第二課及び国別開発協力第三課の所掌に属するものを除く。）。

二 国別及び地域別の無償の経済協力に関する事務（国別開発協力第二課及び国別開発協力第三課の所掌に属するものを除く。）。

三 外務省の所掌に係る国別及び地域別の技術協力に関する事務（国別開発協力第二課及び国別開発協力第三課の所掌に属するものを除く。）。

四 外務省の所掌に係る国別及び地域別の有償の経済協力に関する事務（海外移住に係る業務を除く。）。

五 第二号から前号までに掲げる事務に係り、独立行政法人国際協力機構の行う業務（海外移住に係る業務を除く。）に関する事務（国別開発協力第二課及び国別開発協力第三課の所掌に属するものを除く。）。

六 国別及び地域別の無償の経済協力、技術協力及び有償の経済協力に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関する事務（国別開発協力第二課及び国別開発協力第三課の所掌に属するものを除く。）。

七 地域別の経済協力に関する国際機関等に係る事務（うち外務省の所掌に係るものに関する事務（国別開発協力第二課及び国別開発協力第三課の所掌に属するものを除く。）。

八 地域別の経済協力に関する国際機関等に係る事務（うち外務省の所掌に係るものに関する事務（国別開発協力第二課及び国別開発協力第三課の所掌に属するものを除く。）。

九 賠償協定等（賠償又は無償の経済協力で賠償の実施の方式と類似の方式により実施されるものに関する条約その他の国際約束をいう。）の実施に伴う事務及び関係行政機関の事務の総括を行うこと。

十 前各号に掲げるもののほか、国別及び地域別の経済協力に関する对外関係事務の処理及び総括に関する事務（国別開発協力第一課の所掌事務）

第七十六条 国別開発協力第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外務省の所掌に係る南アジア及び中南米の諸国並びにアゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン及びトルクmenistanに関する国別及び地域別の経済協力に関する計画の作成に関する事務。

二 前号に掲げる諸国に関する国別及び地域別の経済協力に関する事務。

三 外務省の所掌に係る第一号に掲げる諸国に関する国別及び地域別の技術協力に関する事務。

四 外務省の所掌に係る第一号に掲げる諸国に関する国別及び地域別の有償の経済協力に関する事務。

五 前二号に掲げる事務に関して独立行政法人国際協力機構の行う業務（海外移住に係る業務を除く。）に関すること。

六 第一号に掲げる諸国に関する国別及び地域別の無償の経済協力、技術協力及び有償の経済協力に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

七 第二号に掲げる諸国に関する地域別の経済協力に関する国際機関等に関する事務のうち外務省の所掌に係るものに関すること。

八 第三号に掲げる諸国に関する地域別の経済協力に関する国際機関等に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、第一号に掲げる諸国に関する国別及び地域別の経済協力に関する対外関係事務の処理及び総括に関すること。

(国別開発協力第三課の所掌事務)

第七十七条 国別開発協力第三課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外務省の所掌に係る欧州（アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン及びトルクmenistanを除く。以下この条において同じ。）、中東及びアフリカに関する国別及び地域別の経済協力に関する計画の作成に関すること。

二 欧州、中東及びアフリカに関する国別及び地域別の経済協力に関する計画の作成に関すること。

三 外務省の所掌に係る欧州、中東及びアフリカに関する国別及び地域別の技術協力に関する計画の作成に関すること。

四 外務省の所掌に係る欧州、中東及びアフリカに関する国別及び地域別の有償の経済協力に関する計画の作成に関すること。

五 前三号に掲げる事務に関して独立行政法人国際協力機構の行う業務（海外移住に係る業務を除く。）に関すること。

六 欧州、中東及びアフリカに関する国別及び地域別の無償の経済協力、技術協力及び有償の経済協力に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

七 欧州、中東及びアフリカに関する地政別の経済協力に関する国際機関等に関する事務のうち外務省の所掌に係るものに関すること。

八 欧州、中東及びアフリカに関する地政別の経済協力に関する国際機関等に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、欧州、中東及びアフリカに関する国別及び地域別の経済協力に関する対外関係事務の処理及び総括に関すること。

(国際保健戦略官の職務)

第七十七条の二 国際保健戦略官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経済及び経済協力の分野における国際連合の活動に係る外交政策に関する事務のうち保健に関する事務。

二 國際連合憲章第五十七条に規定する専門機関その他の国際機関の活動に係る外交政策に関する事務のうち保健に関する事務。

三 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる事項に係る外交政策に関する事務のうち保健に関する事務。

四 イ ソシエイトの分野に係る事項（人権、人道、薬物、国際的な組織犯罪、地球環境及び人道支援を除く。）

五 ロ 経済の分野に属する問題であつて、人類共通の福祉のため、国際社会が共同して取り組む必要があるものに係る事項（地球環境を除く。）

六 四 前三号に規定する事項に係り、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事務。

七 五 第二号から第三号までに規定する事項に係り、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関する事務。

八 六 第一号から第三号までに規定する事項に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関する事務。

(国際法局)

第七十八条 国際法局に、次の四課及び社会条約官一人を置く。

国際法課

条約課

経済条約課

経済紛争処理課

（国際法課の所掌事務）

経済条約課

（国際法課の所掌事務）

経済紛争処理課

（国際法課の所掌事務）

経済条約課

第七十九条 国際法局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国際法局の所掌事務に係る総合調整に関する事務。

二 国際法局に係る外交政策に関する事務（他課及び社会条約官の所掌に属するものを除く。）。

三 確立された国際法規の解釈及び実施に関する事務。

四 日本国政府として処理する必要のある涉外法律事項に関する事務。

五 国際司法裁判所、常設仲裁裁判所、国際法委員会及びアジア・アフリカ法律諮詢委員会に関する事務。

六 確立された国際法規及び日本国政府として処理する必要のある涉外法律事項に関する調査及び研究に関する事務。

七 第三号から前号までに掲げるもののほか、確立された国際法規及び日本国政府として処理する必要のある涉外法律事項に関する事務。

（条約課の所掌事務）

第八十条 条約課は、次に掲げる事務（経済条約課及び経済紛争処理課並びに社会条約官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 国際法に係る外交政策に関する事務（条約その他の国際約束に係るものに限る。）。

二 条約その他の国際約束の締結、解釈及び実施に関する事務。

三　条約その他の国際約束に関する調査及び研究に關すること。

四　前二号に掲げるもののほか、条約その他の国際約束に関する對外關係事務の処理及び総括に關すること。

第八十一条　(經濟條約課の所掌事務)
經濟條約課は、次に掲げる事務（經濟紛争處理課の所掌に屬するものを除く。）をつかさどる。

一　國際法に係る外交政策に關すること（条約その他の国際約束であつて經濟又は經濟協力の分野に係る事項に關するものに限る。）。

二　条約その他の国際約束（經濟又は經濟協力の分野に係る事項に關するものに限る。）の締結、解釈及び実施に關すること。

三　条約その他の国際約束（經濟又は經濟協力の分野に係る事項に關するものに限る。）に關する調査及び研究に關すること。

四　前二号に掲げるもののほか、条約その他の国際約束（經濟又は經濟協力の分野に係る事項に關するものに限る。）に關する對外關係事務の処理及び総括に關すること。

(經濟紛争處理課の所掌事務)

第八十二条　經濟紛争處理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　國際法に係る外交政策に關すること（条約その他の国際約束（經濟の分野に係る事項に關するものに限る。）に基づく紛争解決に關するものに限る。）。

二　条約その他の国際約束（社會の分野に係る事項に關するものに限る。）に基づく紛争解決の処理に關すること（國際法課の所掌に屬するものを除く。）。

(社會條約官の職務)

第八十三条　社會條約官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　國際法に係る外交政策に關すること（条約その他の国際約束であつて社會の分野に係る事項に關するものに限る。）。

二　条約その他の国際約束（社會の分野に係る事項に關するものに限る。）の締結、解釈及び実施に關すること。

三　条約その他の国際約束（社會の分野に係る事項に關するものに限る。）に關する調査及び研究に關すること。

四　前二号に掲げるもののほか、条約その他の国際約束（社會の分野に係る事項に關するものに限る。）に關する對外關係事務の処理及び総括に關すること。

第十一款 領事局

(領事局に置く課)

第八十四条 領事局に、次の四課を置く。

政策課

海外邦人安全課

旅券課

外国人課

(政策課の所掌事務)

第八十五条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　領事局の所掌事務に關する総合調整に關すること。

二　海外における邦人に係る外交政策に關すること（海外邦人安全課の所掌に屬するものを除く。）。

三　海外における邦人に關し、日本國政府を代表して行う外國政府との交渉及び協力に關すること（海外邦人安全課及び旅券課の所掌に屬するものを除く。）。

四　海外における邦人に関し、日本國政府を代表して行う國際機関等への參加及び國際機關等との協力に關すること（海外邦人安全課及び旅券課の所掌に屬するものを除く。）。

五　在外選舉の實施に關すること。

六　最高裁判所裁判官の國民審查及び日本國憲法改正の國民の承認に係る投票における在外投票の實施に關すること。

七　海外における邦人の法律上又は經濟上の利益その他の利益の保護及び増進に關すること（經濟局及び國際協力局並びに海外邦人安全課の所掌に屬するものを除く。）。

八　海外における邦人に関する條約その他の国際約束の締結の準備及びその實施に關すること（海外邦人安全課及び旅券課の所掌に屬するものを除く。）。

九　海外における邦人の身分關係事項に關すること。

十　身分關係事項その他の事實について内外の公の機關が發給した文書の内外にわたる證明に關すること。

十一　海外移住に關すること。

十二　海外交流審議会の庶務に關すること。

十三　第三号から前号までに掲げるもののほか、海外における邦人に關する對外關係事務の処理及び総括に關すること（海外邦人安全課及び旅券課の所掌に屬するものを除く。）。

(海外邦人安全課の所掌事務)

第八十六条 海外邦人安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全並びに財產の保護に關する外交政策に關すること。

二　海外における邦人の財產の保護に關すること（經濟局及び國際協力局の所掌に屬するものを除く。）。

三　海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に關すること。

四　海外における邦人の生命及び身体の保護に關する條約その他の国際約束の締結の準備及びその實施に關すること。

(旅券課の所掌事務)

第八十七条 旅券課は、旅券の発給及び海外渡航に関する事務をつかさどる。

(外国人課の所掌事務)

第八十八条 外国人課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 在日外国人に係る外交政策に関すること。

二 在日外国人に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。

三 在日外国人に關し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること。

四 査証に関すること。

五 査証に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

六 在日外国人の待遇に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

七 第二号から前号までに掲げるもののほか、在日外国人に関する対外関係事務の処理及び総括に関すること。

第十二款 国際情報統括官

(国際情報官)

第八十九条 外務省に、国際情報官四人を置く。

2 国際情報官は、命を受けて、国際情報統括官のつかさどる職務を助ける。

第三章 審議会等

(設置)

第九十条 外務省に、次の審議会等を置く。

外務人事審議会

海外交流審議会

(外務人事審議会)

第九十一条 外務人事審議会は、外務公務員法及び在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の規定に基づきその権限に属させられた事項並びに外務公務員法施行令(昭和二十七年政令第四百七十三号)第一条の規定によりその権限に属させられた事項を處理する。

2 外務人事審議会は、前項に規定する事項に関し、外務大臣に意見を述べることができる。

3 前二項に定めるもののほか、外務人事審議会に関し必要な事項については、外務人事審議会令(昭和二十七年政令第二百一号)の定めるところによる。

(海外交流審議会)

第九十二条 海外交流審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外務大臣の諸間に応じ、海外との人の交流に関する重要な事項を調査審議すること。

二 前号に掲げる重要な事項に関し、外務大臣に意見を述べること。

2 前項に定めるもののほか、海外交流審議会に関し必要な事項については、海外交流審議会令(昭和三十年政令第二百一号)の定めるところによる。

(海外交流審議会)

第四章 施設等機関

(外務省研修所)

第九十三条 外務省に、外務省研修所を置く。

2 外務省研修所は、外務省の職員に対してその職務を行うに必要な訓練を行なうことをつかさどる。

3 前項に定めるもののほか、外務省研修所の位置、内部組織その他外務省研修所に関し必要な事項は、外務省令で定める。

4 外務省研修所は、外務省設置法第四条第一項第二十八号に規定する政令で定める文教研修施設とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(国際協力局開発協力総括課の所掌事務の特例)

第二条 国際協力局開発協力総括課は、第七十条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人国際協力機構の行う独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第二百三十六号)附則第三条第一項第一号から第三号までに掲げる業務に関する事務をつかさどる。

附 則

(平成一四年四月一日政令第一二九号)

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則

(平成一四年四月一日政令第一二九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則

(平成一五年三月三一日政令第一二五号)

- この政令は、平成十五年四月一日から施行する。
 附 則（平成一五年四月一日政令第一七二号）
 この政令は、公布の日から施行する。
- （施行期日）
 1 附 則（平成一五年四月二日政令第一九六号）抄
 この政令は、公布の日から施行する。
- （施行期日）
 1 附 則（平成一五年九月一一日政令第四一〇号）
 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一章の規定は、平成十五年十月一日から施行する。
- （施行期日）
 1 附 則（平成一五年九月一一日政令第四一二号）
 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一章の規定は、平成十五年十月一日から施行する。
- （施行期日）
 1 附 則（平成一五年一月二五日政令第五五一号）抄
 この政令は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。
- （施行期日）
 第一条 この政令は、平成十六年八月一日から施行する。
 附 則（平成一八年七月二六日政令第二四四号）抄
 この政令は、平成十八年八月一日から施行する。
- （施行期日）
 第一条 この政令は、平成十八年八月一日から施行する。
 附 則（平成一八年三月二四日政令第五八号）
 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。
- （施行期日）
 第一条 この政令は、平成十八年八月一日から施行する。
 附 則（平成一八年六月二七日政令第二一〇三号）
 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。
- （施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。
 附 則（平成一九年三月六日政令第三〇号）抄
 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。
- （施行期日）
 第一条 この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。
 附 則（平成二一年七月一五日政令第一八二号）
 この政令は、平成二十二年七月二十七日から施行する。
- （施行期日）
 第一条 この政令は、日本国憲法の改正手続に関する法律の施行の日（平成二十二年五月十八日）から施行する。
 附 則（平成二三年三月三二日政令第六四号）
 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。
- （施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十三年七月八日政令第二一四号。
 この政令は、平成二十三年七月九日から施行する。
- （施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十四年三月三一日政令第九九号）抄
 この政令は、公布の日から施行する。
- （施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十四年四月一日政令第一四三号）
 この政令は、公布の日から施行する。
- （施行期日）
 1 附 則（平成一四年八月一日政令第二〇七号）抄
 この政令は、平成一四年八月一日政令第二〇七号）抄
 附 則（平成二六年三月三一日政令第一〇六号）
 この政令は、公布の日から施行する。

- この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。
附 則（平成二七年三月一八日政令第七四号）抄
 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
附 則（平成二七年四月二二日政令第二一七号）
 この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二七年六月一〇日政令第二四八号）
 この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二八年九月八日政令第四〇七号）
 この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二八年三月三一日政令第一〇三号）抄
 （施行期日）
 1
 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則（平成二九年七月二六日政令第二〇一号）
 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。
附 則（平成三〇年三月三〇日政令第八三号）
 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。
附 則（平成三一年三月二九日政令第一九三号）
 この政令は、平成三十年七月一日から施行する。
附 則（平成三一年三月二十五日政令第五四号）
 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則（平成三一年三月三〇日政令第二八号）
 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則（令和二年三月三一日政令第一三四号）
 この政令は、令和二年四月一日から施行する。
附 則（令和二年七月三一日政令第二三三号）
 この政令は、令和二年八月三日から施行する。
附 則（令和四年九月二〇日政令第三一〇号）
 この政令は、令和四年九月二十六日から施行する。
附 則（令和五年二月一〇日政令第三三号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年二月十七日）から施行する。